



入会のご案内と会員登録の募集

日本小鳥・小動物クラブが新しくスタート

日本小鳥・小動物クラブは、
小鳥や小動物の適正な飼育ノウハウ
高付加価値情報、
豊かな人の交流が溢れています。

日本小鳥
小動物クラブ
新スタート

●目的(共生をリードします)

日本小鳥・小動物クラブは、小鳥や小動物を飼育している人々が集い、仲間の輪を広げ、小鳥や小動物と人々との共生を推進します。

●事業活動

- ① 定例会、研修会を開き、会員同士の交流を深める。
- ② バード&スモールアニマルフェアの開催。
- ③ 日本小鳥・小動物協会のカレンダー作成に協力。
- ④ ジャパンペットフェアへ小鳥・小動物展示、愛好団体、他クラブへの協力。

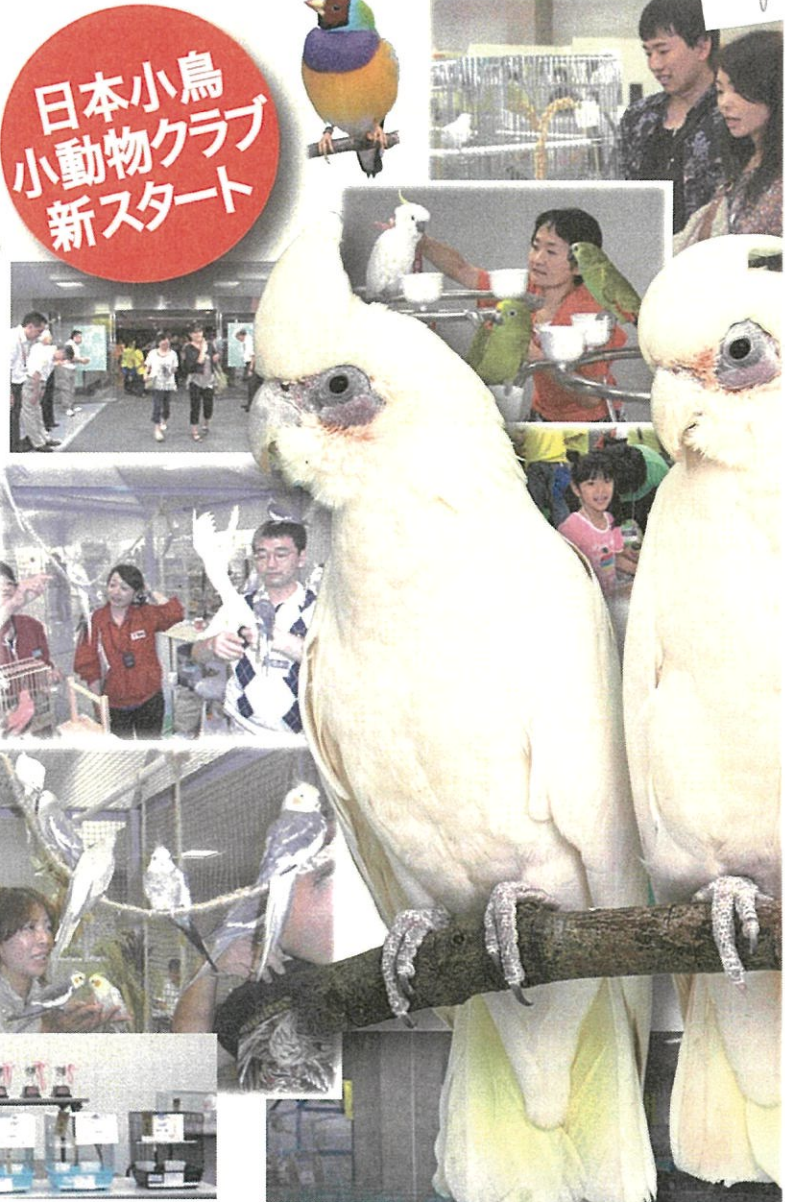
●新しい生体の世界へ

- 苦楽を共にして生体を新しい値打ちの高い品種を創造する。
- 手乗りの小鳥、小動物と人々とふれあいをさらに広げる。

●会費は「複数会費会員制度」

- 個人会員 1口 5,000円
 - 法人/団体会員 1口 10,000円
- ※複数の口数の受付可能。

新会長、会計、部門を設け運営に当る。
平成24年4月より新スタート。



▶2012年 CALENDAR
会員飼育の小鳥・小動物の
写真による構成



●お問い合わせは
〒111-0032
東京都台東区浅草6-47-6
日本小鳥・小動物クラブ
TEL:03-5824-5031
FAX:03-5824-5032

日本小鳥・小動物クラブ 入会申込書

年会費 口数 提出日 年 月 日

書類送付先 〒111-0032 東京都台東区浅草 6-47-6 日本小鳥・小動物クラブ FAX:03-5824-5032

個人会員

御名前 ⑩ メールアドレス

御住所

御電話 ファクス

飼育種目 飼育経験 / 年数

法人/団体会員

御法人 / 団体名 ⑩

御住所

御電話 ファクス

ホームページ
アドレス メールアドレス

事業内容

御代表者名 御担当者名 ⑩ 所属
部署名

「日本小鳥・小動物クラブ」規約

- 第1条 (名称)
本会の名称を日本小鳥・小動物クラブと称す。
 - 第2条 (事務所)
本会の事務所を、東京都台東区浅草6-47-6に置く。
 - 第3条 (入会資格)
本会は、「小鳥や小動物飼育愛好家個人または、法人団体」を以て組織する。
 - 第4条 (目的及び事業)
本会は、小鳥・小動物を通して、会員相互の親睦と仲間の輪を広げ、小鳥や小動物と人々との共生の推進を図ることを目的とし、事業として
①定例会、研修会を開き、会員の交流を深める。
②バード&スモールアニマルフェアの開催に協力。
③日本小鳥・小動物協会のカレンダー作成に協力。
④ジャパンペットフェア、愛好団体、他クラブへの開催・協力など。
 - 第5条 (役員)
① 本会運営のために、次の役員を置く。
役員任期は、2年とし、再任を妨げない。
会長 1名
副会長 若干名
理事 若干名
会計 2名
監事 1名
②各役員の職務は次のとおりとする。
会長は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を決める。
会計は、本会の会計を掌握する。
監事は、本会の会計を監査する。
 - 第6条 (会議)
本会の会議は、年1回開かれる総会と、前記の役員による役員会とする。
 - 第7条 (定足数)
本会の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。
 - 第8条 (運営)
本会の運営は、会員から徴収する年会費(個人会員5,000円/法人団体会員10,000円)の会費をもってあてる。
 - 第9条 (会計年度)
本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 第10条 (変更)
この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。
- ※付則
この会則は、平成24年4月1日から施行する。

年会費 (個人、法人/団体会員)

- 個人会員 1口 5,000円
- 法人/団体会員 1口 10,000円
- 複数口 受け付け

●お振込みは ☞ 全国の郵便局窓口から

●口座名/日本小鳥・小動物クラブ ●口座番号 0018-8-386012



〒111-0032
東京都台東区浅草 6-47-6
日本小鳥・小動物クラブ
TEL:03-5824-5031
FAX:03-5824-5032